

「だれでも居住支援事業」 のご案内

当会では、虐待・DV等の理由で住居を喪失する恐れのある方また、刑を終え出所した等の理由により住居を喪失している方に対し、滝沢市社会福祉協議会と土地建物取引業者様とが連携し、速やかに住居の確保を行い、安心した生活が出来るよう支援することにより生活に困窮されている方々の自立更生の一助とすることを目的とした「だれでも居住支援事業」を行っており、本事業の趣旨にご賛同いただける土地建物業者様を募集しております。

「誰もが安心して暮らすことができるまちづくり」の実現のためにも、皆様の温かいご支援をお願い致します。

- ※入居の諸費用の支払いは入居後数週間後となりますが、支払いまで当会相談支援員が支援いたします。
- ※入居諸費用及び家賃の上限額は生活保護費で認められる範囲といたします。
- ※初期費用には敷金も含め、退去時の費用に関してはその額を充てていただく事と致します。
- ※入居時の家電製品等は当会で用意致します。

